

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月1日

【会社名】 新都ホールディングス株式会社

【英訳名】 SHINTO Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鄧 明輝

【本店の所在の場所】 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

【電話番号】 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

【電話番号】 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

| | |
|---|--------------|
| その他の者に対する割当 | 11,693,250円 |
| 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 | 645,727,250円 |

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 4 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 51,970個(新株予約権 1 個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 11,693,250円 |
| 発行価格 | 新株予約権 1 個につき225円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき2.25円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1 個 |
| 申込期間 | 2019年 5 月 8 日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 新都ホールディングス株式会社 東京都豊島区北大塚三丁目34番 1 号 |
| 払込期日 | 2019年 5 月 8 日 |
| 割当日 | 2019年 5 月 8 日 |
| 払込取扱場所 | 三菱UFJ銀行 押上支店 東京都墨田区業平三丁目14番 5 号 |

- (注) 1. 第 4 回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、2019年 4 月 1 日付の取締役会決議によるものであります。なお、2019年 4 月26日開催予定の当社第35期定時株主総会において、本新株予約権発行に係る議案が承認されることを本新株予約権発行の条件としております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、申込期間内に本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないことといたします。
4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定の無い当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、5,197,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、下記第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額(「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。))の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。))は、金122円とする。但し、第3項の規定に従って、調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{分株式数}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| | <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 ないし の場合において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 645,727,250円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | 第4回新株予約権の行使期間は2019年5月9日から2021年5月8日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 行使請求受付場所 新都ホールディングス株式会社 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 押上支店</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本新株予約権の取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 該当事項ありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項ありません。 |

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第2項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
2. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
4. その他
- (1) 上記については、2019年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において本新株予約権発行に係る議案が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 645,727,250 | 4,454,640 | 641,272,610 |

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(11,693,250円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(634,034,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用（支払先：株式会社赤坂国際会計）、弁護士費用、有価証券届出書の書類作成費用、登録免許税を含む登記関連費用であります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計641,272,610円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

| 具体的な使途 | 金額(千円) | 支出予定時期 |
|---|--|-----------------|
| 日本本社運転資金 内訳： アパレル事業 不動産関連サービス事業 貿易事業 | 270,000 内訳： 50,000 20,000 200,000 | 2019年6月～2021年5月 |
| 中国子会社に対する出資 | 200,000 | 2019年6月～2021年5月 |
| M & A 資金出資金等) | 171,272 | 2019年6月～2021年5月 |
| 合計 | 641,272 | |

<本新株予約権にかかる資金使途の優先順位について>

本新株予約権の発行により調達した資金につきましては、資金調達の使途が、当社グループの各事業における事業計画の達成及び企業価値向上のためにどれも必要なものであり、新株予約権が行使された時点の事業環境及び市場動向を考慮し、当社の業績改善に最も効果的なものに充てたいします。

なお、本新株予約権の権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存するため、本新株予約権の一部又は全部が行使されず、本新株予約権の行使に伴う調達資金が得られず又は減少した場合は、人員整理、事業の縮小やその他の経営合理化による資金を確保し、又は当社手持ち資金を充当し、若しくはその他のファイナンス手段を検討して、必要な運転資金を確保する予定です。

a 2018年7月の第三者割当増資による調達資金の充当状況等

当社は、2018年7月10日に第三者割当による新株式及び新株予約権(第3回新株予約権)を発行いたしました。これによる調達資金の充当状況に関しましては、本日現在、次表のとおりです。

・新株式及び新株予約権(第3回新株予約権)の合計手取金に対する支出予定金額(差引手取概算額)：

1,493,938,060円

本日現在までの調達金額：

第三者割当による新株式及び新株予約権(第3回新株予約権)合計額： 487,070,660円

内訳：新株式による調達資金額： 449,854,000円

新株予約権による調達資金額： 37,216,660円

(注) 発行諸費用控除前の金額です。

・2018年7月10日の新株式発行による調達資金の使途

| No. | 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 | 現時点の支出額 (百万円) | 実績の支出時期 |
|-----|-----------------------|-------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 不動産関連サービス事業における物件購入資金 | 444 | 2018年7月～2018年9月 | (注) | 2018年9月～2019年1月 |

(注) 下記「2018年7月10日の新株式の発行による調達資金の使途について」をご参照ください。

・2018年7月10日の第3回新株予約権発行による調達資金の使途

| No. | 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 | 現時点の支出額 (百万円) | 実績の支出時期 |
|-----|------------------------------|-------------|-----------------|------------------|------------------|
| | アパレル事業（ユニフォーム事業）における子会社の運転資金 | 50 | 2018年7月～2019年1月 | | |
| | 不動産関連サービス事業における物件購入資金 | 857 | 2018年9月～2021年7月 | | |
| | 貿易事業（輸出）に係る運転資金 | 10 | 2018年7月～2021年7月 | 10 | 2018年12月～2019年1月 |
| | 貿易事業（輸入）に係る運転資金 | 40 | 2018年7月～2021年7月 | 17 | 2018年12月～2019年1月 |

・2018年7月10日の新株式発行による調達資金の使途について

2018年6月22日付有価証券届出書に記載したとおり、第三者割当による新株式により調達した資金（449百万円）から発行諸費用（16百万円のうち5百万円）を控除した444百万円を上記の不動産関連サービス事業における不動産2物件（地方ホテル及び簡易宿泊所）の購入資金に充当する予定でしたが、再三にわたる売主との交渉は決裂し、2物件ともに取得を断念せざるを得ない状況となりました。

そのため、当社はその代替的物件を継続して探した結果、東京都江戸川区西葛西にある一棟収益事務所マンション（以下「西葛西物件」という。）を販売用不動産として取得する売買契約を締結するにいたりました。そこで、当社は2018年9月10日開催の臨時取締役会の決議により、資金使途を変更し、上記の上記2物件の購入資金に充当する予定であった資金の一部を西葛西物件の取得資金として充当することといたしました。

その後、当社貿易事業部のポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの貿易事業（輸入）において、当初の計画を上回る発注を得られる見込みから当社が前渡しする仕入代金が増加することとなったこと、さらには、2018年6月22日付有価証券届出書に記載した第3回新株予約権による調達資金のうち40百万円を上記の当該貿易事業（輸入）の運転資金に充当する予定に対し、当該新株予約権の行使が進まなかった（発行済51,970個のうち、行使済1,333個）ことにより、当該貿易事業の運転資金が不足するおそれが生じたため、新株式の発行により調達した資金のうち、西葛西物件の取得のために支出した128百万円の残りの316百万円を上記の当該貿易事業（輸入）の運転資金に充当いたしました。

なお、最終的に西葛西物件の取得については、上記のとおり新株式の発行により調達した資金（444百万円）の一部128百万円を充当するだけでなく、当該不動産を担保とした金融機関から借入金を用いて充てることにより賄いました。

・2018年7月10日の第3回新株予約権発行による調達資金の使途

当社は、行使された第3回新株予約権による調達した資金（37百万円）から発行費用（16百万円のうち11百万円）を控除した27百万円については、上記の貿易事業（輸出）の運転資金（10百万円）及び上記の貿易事業（輸入）の運転資金（17百万円）に充当いたしました。後記の通り、残存する第3回新株予約権50,637個については、7,848,735円（1個当たり155円）で取得し、直ちに消却を行うことといたしました。

以上の結果より、当社第35期連結会計年度の売上高は1,575百万円となり、前期比149%増加しました。新に始めた貿易セグメントの売上高は1,359百万円となり、会社全体売上高の86.30%を占めることとなりました。

しかし、前連結会計年度以前から継続している営業赤字状態から脱却することは出来ませんでした。2019年1月期は営業キャッシュフローも赤字となりました。また、2019年1月期末時点の連結貸借対照表では、前連結会計年度に比べて、受取手形及び売掛金（対前年比476.40%増）並びに前渡金（対前年比433.23%増）が増加する一方、現金及び預金（対前年比39.12%減）が減少しております。2019年3月末時点の現預金は対前年同月比30.78%減である128百万円となる見込みです。これらの主な要因は、新たに開始した貿易事業は受注の見込みの増加に伴い、前渡しする仕入資金が増加し、売掛金の回収には一定の期間を要するため、現預金が減少することによるものです。

さらに2019年1月期連結会計年度においても、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているため、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために、当社グループは、第35期（2019年1月期）中に実施しておりました、(1)アパレ

ル事業における卸売事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓等を更に推進する方針であり、当該方針に従った今後の当社グループの事業運営のために、現状の当社株価を踏まえた行使の蓋然性の高い新たな資金調達が必要な状況であります。

当社は、当社株価が第3回新株予約権の行使価格を下回る水準で推移し、また、株価の低迷により、発行時の条件では行使される見込みが低いことから、現状に合わせた本新株予約権を発行することと致しました。同時に、既存株主への希薄化による影響を少しでも減少させるため、現時点で残存する第3回新株予約権50,637個を7,848,735円（1個当たり155円）で取得し、直ちに消却を行うことといたしました。

なお、当社は本新株予約権の取得価額の検討にあたって、他の上場企業の第三者割当増資等における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計(所在地 東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳)に評価を依頼しました。

株式会社赤坂国際会計は、公正価値の算定にあたって、本新株予約権はオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることを考慮し、その特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社赤坂国際会計は、算定の条件として、行使価額を含む新株予約権発行要項に記載の事項、割当先との間で締結された総数引受契約に定められた保有方針等の趣旨、評価基準日（2019年3月29日）の市場環境に関する一定の前提条件（算定時点における当社株価135円(2019年3月29日の終値)、権利行使価額202円、当社株式のボラティリティ79.0%及び市場出来高、予定配当額0円/株、無リスク利率 0.2%）、並びに、当社及び割当先の権利行使行動等を考慮した一定の前提条件（株価が権利行使価額を上回る場合に割当先が市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに一様に分散的な権利行使及び売却を実施すること、割当先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例並びにマーケットモデルにより想定される水準に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準のコストを割当先が本新株予約権の権利行使及び売却の際に負担すること、等を含みます。）を置き評価額の算定を実施し、本新株予約権1個につき155円との結果を得ております。

当社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の公正価値の算定結果を参考に、割当先と協議のうえ、本新株予約権の取得価額を、株式会社赤坂国際会計の評価額(155円)と同額とすることを決定いたしました。

当社は、第36期も営業黒字化を必達目標としており、第4回新株予約権の行使による調達した資金は以下の用途に充当する予定であります。

b. 手取金の使途

日本本社運転資金について

当社グループは、当社(日本本社)と当社の子会社である上海鋭有商貿有限公司により構成されております。日本本社の主な事業は、「アパレル事業」、「不動産関連サービス事業」及び「貿易事業」であります。各事業の事業資金として充当する枠を確保するために資金を調達いたします。

「アパレル事業」につきましては、カジュアルウェアの企画、生産委託を行う卸売を中心とした卸売事業、海外のカジュアルウェア関連企業やスポーツギア関連企業よりブランドの使用許諾を受け、自社の商品やカジュアルウェア以外の商品を製造、販売する企業にライセンス供与を行うライセンス事業、インナーウェアの輸入販売事業を行っております。

しかしながら、当社が属するアパレル・カジュアルウェア業界におきましては、大手得意先のPB化傾向の拡大、消費者の高い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下に、中国サプライヤー生産コストの上昇が加わり、総じて厳しい経営環境下で推移しております。当社は、第34期から既存ブランドについての現在のポジショニングの分析、いわゆるリブランディング計画に取り組んでおり、かつてから広く認知されている主要ブランド「Piko Hawaiian Longboard Wear」(ピコ)の再生・復活を目指し、価格帯を上げた種々の商品企画の提案を行い、営業担当者の人脈等を駆使して新たな販路の開拓に努めております。しかしながら、リブランディングにつながる商品企画の方向性を定めるのに、当初の見込みより時間を要することが判明しており、衣料品はその企画提案から、生産、得意先への商品の納入までに期間を要することから、2019年1月期の卸売事業の売上上昇には至りませんでした。ライセンス事業はおおむね前年度と

同じ水準に推移しておりました。 インナーウェアの輸入販売事業については、地域密着型量販店での販売に注力しましたが、売上の大幅な増加には至りませんでした。

この結果、2019年1月期においてアパレル事業につきましては、売上高は139,678千円、セグメント営業損失は113,273千円となりました。

そこで、今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、50,000千円を当該「アパレル事業」の運転資金の枠として確保し、これに充当する予定です。

上記のとおり、当社は、第34期（2018年1月期）から既存ブランドについての現在のポジショニングの分析、いわゆるリブランディング計画に取り組んでおります。当社の卸売事業の復活のためには、リブランディング計画は必要不可欠であり、当社は、2020年1月期(第36期)においても引き続き当該計画を推進し、新たな販売先候補との協議を進展させ、可能な限り早期に売上を確保できるよう努めて参ります。オリンピックイヤーである2020年を目指し、ピコの再生・復活のために、ピコのブランド力を利用し、従来ターゲットとしてきた顧客層だけでなく、新たな顧客層にも訴求する企画立案を行い、新たな販売先候補と協議の上、価格帯を上げた種々の商品企画や広告宣伝等によって、ピコのブランド価値を最大に高められる合理性のあるスキームを構築する所存です。調達資金は、一部を当該スキームに基づいて生産する商品の仕入代金に充当し、残りは当該スキームに基づいて行う先行宣伝費用に充当する予定です。現時点では、当該スキームにつき販売先候補との間で協議中であるため、今後、資金調達の状況を踏まえて、当該スキームに基き、支出の内容を精査し、支出の時期及び支出金額を決定する予定です。

「不動産関連サービス事業」につきましては、当社は、販売用不動産として、2019年1月期第3四半期中に西葛西地区にある一棟収益事務所マンション(西葛西物件)を購入しました。現在はすべての部屋にテナントが入居し、満室であり、安定した賃料収入を得ております。

しかし、2018年7月の第三者割当増資による資金調達によって当初予定していた物件の購入ができなかった上、第3回新株予約権の行使も進まず、これらによって不動産関連サービス事業の物件購入に充当する資金が確保できなかったため、その他の売買業務を進めることができませんでした。

この結果、売上高は3,393千円、セグメント営業損失は10,250千円となりました。2018年1月期よりは売上高、営業利益ともに減少しました。

今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、20,000千円を当該「不動産関連サービス事業」の枠として確保し、これに充当する予定です。不動産市況も踏まえ、当社の顧客のニーズに合った物件があれば順次購入を検討する予定ですが、その際手付金として用いる資金を確保しておく必要があります。なお、当社が現在所有している西葛西物件も売却を模索しており、売却した場合にはその売却代金の一部等を新たな物件の購入資金に充てる予定であります。

「貿易事業」につきましては、上記の既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の売上の不安定さといった特性に鑑み、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱を構築することを目的に、当社の新規事業として昨年度(第35期)からスタートしました。具体的には、対中国企業向けに、日用雑貨品等の輸出及びポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務を行っております。日用雑貨品等の輸出業務につきましては、近年、中国からの訪日観光客の増加などにより、日用品のジャンルにおいても「メイド・イン・ジャパン」商品のニーズが日増しに強くなってきており、中国の一部消費者の間では、ベビー用品とマタニティ用品、日用雑貨や化粧品、食品や健康食品に関しては、日本製品が安全性の高い商品と評価され、人気を博しております。また、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましても、順調に推移しております。

この結果、売上高は721,230千円、セグメント営業損失は6,659千円となりました。当該事業は今期当社が営業黒字化の一環として新たに立ち上げた事業でありながら、当社連結売上高全体構成比の46%を占めるようになりました。セグメント営業損失が発生したのは、仕入から回収までの資金滞留期間が長く、為替変動の影響を受けやすく、粗利益率が低いことによるものです。貿易事業は受注の見込みの増加に伴い、前渡しする仕入資金が増加するものの、売掛金の回収には3～4か月程度の期間を要するため、現預金が減少する事態が発生しますが、第36期においても当該事業の継続的な成長維持に努めてまいります。

今般調達する資金の日本本社の運転資金に充当する金額のうち、200,000千円を当該「貿易事業」の仕入代金の枠として確保し、これに充当する予定であります。国際貿易は国際情勢、為替等々の影響を受けますので、これらの影響を考慮して利益率を最大限に高められるように仕入を行い、調達した資金の支出金額及び支出時期を決定する予定です。

各事業セグメントへの調達資金の配分(アパレル事業:50,000千円、不動産関連サービス事業:20,000千円、貿易事業:200,000千円)につきましては、基本的には第35期の業績(アパレル事業:139,678千円、不動産関連サービス事業:3,393千円、貿易事業:721,230千円)に応じて配分しております。

ただし、アパレル事業(アパレル事業売上高は139,678千円、セグメント営業損失は113,273千円)は、第35期は売上が大幅に減少しておりますが、創業時からの当社の祖業であり、ピコブランドのリブランディングを通じて再生・復活に注力するため、業績による割合よりも調達資金の配分比率が高くなっております。

不動産関連サービス事業(売上高は3,393千円、セグメント営業損失は10,250千円)につきましては、第36期は今年不動産市況の予測に基づき慎重に仕入を行う方針であり、事業計画を保守的に立案しており、別途不動産を担保とした借入による資金調達も予定していることから、本新株予約権発行による調達資金の配分比率は低くなっております。

貿易事業(売上高は721,230千円、セグメント営業損失は6,659千円)は業績に応じて調達資金の配分は最大となっております。第36期において、利益率を最大限に高めるため、調達資金を仕入代金に充当し、資金繰りに余裕ができれば、当該事業における資金滞留期間を考慮したうえでの利益改善策として、為替ヘッジ等の対策を講ずることも検討する予定です。

中国子会社に対する出資について

中国子会社の上海鋭有商貿有限公司は当社が100%出資をしている会社です(以下、「中国子会社」といいます)。主な事業は「アパレル事業」と「貿易事業」であります。

中国の国家外貨管理局(State Administration of Foreign Exchange)の規制のため、当社から中国子会社への運転資金の提供は出資によって行い、中国子会社において出資された資金を各事業セグメントに充当する予定であります。

「アパレル事業」につきましては、中国市場向けに自社ユニフォームブランド製品の企画・販売及び卸売事業を行っております。当該事業をスタートさせた2018年1月期におきましては、同業他社との価格競争と初期事業年度ならではの経費計上等により、営業損失の計上を余儀なくされました。その後、商品そのもののブランド価値を向上させるなどの施策を行い、2019年1月期第3四半期から売上が増加しました。

この結果、売上高は72,685千円、セグメント営業損失は15,650千円となりました。売上高は前事業年度より311%の増加となりました。

今般調達する資金の中国子会社に対する出資に充当する金額のうち、50,000千円を当該「アパレル事業」の仕入代金、販促費用等の運転資金の枠として確保し、これに充当する予定です。売上の増加に伴う仕入資金の増加に対応し、2019年1月期の勢いを維持し、さらなる売上増加を目指します。支出時期及び支出金額は受発注のタイミングを鑑みながら決定する予定であります。

「貿易事業」につきましては、2018年8月1日より、中国子会社は貿易事業部を新設し、中国国内での卸売事業を中心とした事業を開始いたしました。上記に記載した日本本社の「貿易事業」は海外との輸出入を主とするビジネススキームとなっておりますが、現在は中国子会社との間の取引はありません。中国本土の企業との取引関係を強化し、その需要を発掘しており、2019年1月期には非鉄金属取引を開始しました。

この結果、売上高は638,268千円、セグメント営業利益は9,939千円となりました。

今般調達する資金の中国子会社に対する出資に充当する金額のうち、150,000千円を当該「貿易事業」の事業資金の枠として確保し、これに充当いたします。2019年1月期には非鉄金属取引を開始しましたが、これに限らず、中国本土の企業との関係を強化し、その需要を発掘し、取引の拡大に努める予定です。2019年1月期の売上増加の勢いを継続させるためには、売上の増加に伴う仕入資金の増加への対応策を講ずる必要があり、取引先の状況を見ながら受発注のタイミング等の諸事情を総合的に考慮した上で、支出時期及び支出金額を決定する予定であります。

M & A 資金(出資金等)について

当社は、2018年1月期において、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄から解除され、2019年1月期は営業損失を計上する状況から脱却すべく、日本本社及び子会社のそれぞれで「貿易事業」を新たに開始するなど、様々な試みを実行してきました。この結果、2019年1月期は、売上高1,575,252千円(前年同期比149%増)を計上することができました。しかしながら、新たに開始した貿易事業は国際情勢、為替等の影響を受けやすいことから、粗利益率が低く、会社全体の営業黒字への転換は実現できませんでした。2020年1月期におきましても、

営業黒字を実現すべく、既存事業を成長軌道に乗せるとともに、積極的に様々な事業展開を模索するため、M & Aを検討してまいります。

当社としましては、当社の3セグメントの事業と業務上においてシナジー効果を得られる事業を行う企業への一部の出資や業務提携等を可能であれば検討したいと考えております。現時点では、対象会社として財務基盤の安定した営業利益100百万円程度の規模の事業者を想定して、当社の強みであるピコ等のブランド又は中国企業とのつながりを生かせる業種を検討している段階であり、具体的に計画されている資本・業務提携候補先はございませんが、候補先を探すに際して、案件が具体化した場合に適時に交渉を進め、実行に移すためには資金調達手段を予め確保しておく必要性が高いと判断したことから、現時点での資金調達を行うこととし、本件調達資金の差引手取概算額の総額から日本本社の運転資金及び中国子会社への出資金に充当する予定額を差し引いた額の用途としてM & Aに関する資金の枠を設け、今般調達する資金171,272千円を充当する予定であります。今後、案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

なお、2021年5月末までに資本・業務提携の交渉が開始できなかった場合又は2021年5月末以前に開始された提携交渉が中止された場合には、本件の資金全額を、その時点の事業環境及び市場動向に応じて、当社の業績改善に最も効果的な配分方法で、当社の各事業の運転資金に充当させて頂く予定です。またその場合には、資金用途の変更について速やかに開示いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

| | | |
|------------------|----------------|--|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | SAMURAI&J PARTNERS株式会社 |
| | 本店の所在地 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| | 直近の有価証券報告書等提出日 | (有価証券報告書) 事業年度第22期(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日) 平成30年4月26日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第23期第1四半期(自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日) 平成30年6月14日 関東財務局長に提出 事業年度第23期第2四半期(自 平成30年5月1日 至 平成30年7月31日) 平成30年9月13日 関東財務局長に提出 事業年度第23期第3四半期(自 平成30年8月1日 至 平成30年10月31日) 平成30年12月13日 関東財務局長に提出 |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 本届出書提出日現在、当社普通株式1,592,200株(2019年1月31日現在の発行済株式総数に対して11.51%)を所有しております。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 第3回新株予約権の割当先であります。 |

リーディング証券株式会社

| | | |
|------------------|----------------|--|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | リーディング証券株式会社 |
| | 本店の所在地 | 東京都中央区新川一丁目8番8号 |
| | 直近の有価証券報告書等提出日 | (有価証券報告書) 事業年度第70期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月28日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度第71期中(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日) 平成30年12月27日 関東財務局長に提出 |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 第3回新株予約権の割当先であります。 |

c. 割当予定先の選定理由

当社は、昨年、上場廃止に係る猶予期間から解除され、今後も継続企業として株主をはじめステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善及び経営基盤の強化を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。後述の「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、2019年1月期中に実施しました増資資金の一部を新規事業である貿易事業に充当し、その成果として、2019年1月期の売上高1,575,252千円となり、前年度比149%上昇しました。しかし、営業損失は324,761千円(前年同期29,906千円)となり、前年度から継続して赤字となりました。また、事業拡大による売掛金の増加及び不動産購入により、現預金が168,602千円となり、前年度より60.9%も減少しております。

当社は、2018年7月に、SAMURAI&J PARTNERS株式会社に対して新株式2,227,000株及び第3回新株予約権32,170個を割り当て、リーディング証券株式会社に対して第3回新株予約権19,800個を割り当てましたが、第3回新株予約権については、株価の低迷によりリーディング証券株式会社が1,333個行使したに留まり、第3回新株予約権の大部分は行使されない状況にありました。

このような状況の中、2019年2月頃、当社社長鄧明輝氏が昨年の第三者割当増資の引受先でありますSAMURAI&J PARTNERS株式会社の取締役山口慶一氏と面談をし、当社の事業内容及び財政状態の現状を説明したところ、後述の「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、SAMURAI&J PARTNERS株式会社から、株式の引受けはできないが、昨年発行した第3回新株予約権を取得・消却して同じ規模のファイナンスを行うのであれば検討する余地があるとの申出を受けました。当社としては第3回新株予約権の取得及び消却により既存株主に対する希薄化率を一定程度抑えられるうえ、現在の時価に対応した行使価額の新株予約権により資金も調達しやすくなります。

当社は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の申出を検討し、本新株予約権の発行を提案したところ、本新株予約権の引受を承諾して頂きました。

また、当社は、2019年3月頃、当社社長鄧明輝氏がリーディング証券株式会社の新規事業部課長朱俄鴻氏と面談し、当社の事業内容及び財政状態の現状、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の本新株予約権の引受け申出について説明し、残存する第3回新株予約権の取得及び消却と本新株予約権の第3回新株予約権と同規模での引受けを提案したところ、これらを承諾して頂きました。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社及びリーディング証券株式会社は2社とも、当社が昨年実施しました第三者割当増資の割当先であります。2社とも、当社の事業を理解したうえで、当社に投資するファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であります。

したがって、両社を本新株予約権の割当予定先として選定することは適切と考えております。

なお、2018年6月22日付有価証券届出書「第一部 証券情報 第2 募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、第3回新株予約権に係る両社との総数引受契約において、割当日(2018年7月10日)から1年6か月間、株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行しようとする場合には、両社に対し、発行を決議する取締役会に先立って通知し、同等以上の条件・内容で株式等の引受けを提案する権利(提案権)に関する規定を定めましたので、まず両社と協議を行いました。

第4回新株予約権を発行するに当たっては、各割当予定先との間の総数引受契約に、提案権の規定を定める予定はありません。

d . 割り当てようとする新株予約権の数

| 名称 | 新株予約権の数 |
|------------------------|--|
| SAMURAI&J PARTNERS株式会社 | 新株予約権 32,170個(本新株予約権の目的となる普通株式 3,217,000株) |
| リーディング証券株式会社 | 新株予約権 19,800個(本新株予約権の目的となる普通株式 1,980,000株) |

e . 株券等の保有方針

当社は、割当予定先でありますSAMURAI&J PARTNERS株式会社とリーディング証券株式会社のそれぞれから、本新株予約権を引き受けるのは純投資目的であるため、当社の経営に対し重要な影響を与える意図は無く、本新株予約権を行使し、当社株式を取得したら、当社の株価の動向に応じて、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却を行うものであり、議決権行使等により当社に重要な影響を与える意図は無い旨の説明を口頭で受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるSAMURAI&J PARTNERS株式会社から、本新株予約権の払込等に要する資金は借入金ではなく自己資金にて賄う旨の説明を口頭で受け、2019年3月25日時点における銀行口座の残高証明書を確認し、本新株予約権の発行価額に係る払込資金は十分であることを確認しております。

また、SAMURAI&J PARTNERS株式会社取締役の山口慶一氏からは、上記銀行口座の残高の範囲内で本新株予約権を行使し、行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収し、かかる回収資金により残りの本新株予約権を行使する予定であるので、一時に大量の資金が必要になることはない旨の説明を口頭で受けております。

これに加えて、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の2018年1月期に係る有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び2019年1月期第3四半期報告書に係る四半期連結財務諸表並びに2019年3月14日に公表された平成31年1月期決算短信〔日本基準〕(連結)の閲覧等により、同社が割り当てを受ける本新株予約権の発行価額の総額及びその行使に必要な資金の総額に相当する金額以上の現預金を継続して保有していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはSAMURAI&J PARTNERS株式会社が割り当てを受ける本新株予約権の発行価額に係る払込資金及びその行使に必要な資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

当社は、割当予定先であるリーディング証券株式会社から、本新株予約権の払込等に要する資金は借入金ではなく自己資金にて賄う旨の説明を口頭で受けており、2019年3月19日時点における銀行口座の残高証明書を確認しております。また、また、リーディング証券株式会社新規事業部課長朱俄鴻氏からは、本新株予約権の行使により取得した当社株式を直ちに売却し、残りの本新株予約権の行使のための資金に充当する方針であるとの説明を口頭で受けております。

当社は、これにより、リーディング証券株式会社が割り当てを受ける本新株予約権の発行価額に係る払込資金及びその行使に必要な資金は十分であると判断しております。

これに加えて、リーディング証券株式会社の2018年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び2019年3月期中半期報告書に係る中間連結財務諸表の閲覧等により、同社が割り当てを受ける本新株予約権の発行価額の総額及びその行使に必要な資金の合計額以上の現預金を保有していることを確認しております。これらの確認に基づき、当社においてはリーディング証券株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるSAMURAI&J PARTNERS株式会及びリーディング証券株式会社より、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社は、東京証券取引所市場JASDAQ(グロース)市場の上場会社であり、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力と一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている旨記載していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

リーディング証券株式会社は、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、同社が、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、公表していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、リーディング証券株式会社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

また、リーディング証券株式会社は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会に加盟しております。

上記のとおり、当社の把握する限りにおいて、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主と反社会勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行価額の公正価値の算定は、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計(所在地 東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権はオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることを考慮し、その特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社赤坂国際会計による算定の条件として、行使価額を含む新株予約権発行要項等に記載の事項、割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた保有方針等の趣旨、評価基準日(2019年3月29日)の市場環境等に関する一定の前提条件、(算定時点における当社株価135円(2019年3月29日の終値)、権利行使価額122円、当社株式のボラティリティ79.0%及び市場出来高、予定配当額0円/株、無リスク利率 0.2%)並びに当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提条件(割当予定先は本新株予約権の権利行使及び売却に際して当社株式の流動性に起因する制約を受けるため割当予定先が本新株予約権の総数を直ちに権利行使及び売却することが困難であり、株価が権利行使価額を上回る場合に割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに一様に分散的な権利行使及び売却を実施すること、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例並びにマーケットモデルにより想定される水準に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準のコストを割当予定先が本新株予約権の権利行使及び売却の際に負担すること、等を含みます。)を置き、評価額の算定を実施し、本新株予約権1個につき225円との結果を得ております。

当社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(225円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値より9.63%ディスカウントした122円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

ディスカウント率につきましては、上記の割当予定先との協議・交渉により、割当先の意向により基準価格に対し9.63%ディスカウントした122円とすることといたしました。なお、本新株予約権の行使価格122円は本新株予約権発行に係る取締役会決議の前日までの最近の1ヶ月平均138円に対して11.59%のディスカウント、前日までの最近3ヶ月平均138円に対して11.59%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均155円に対して21.29%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権の行使価額が上記経緯で決定された経緯を考慮しても、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当せず、適正な価額であると考えております。また、当社監査役全員から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は5,197,000株(議決権51,970個)であり、2019年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株及び議決権数137,780個を分母とする希薄化率は37.56%(議決権ベースの希薄化率は37.72%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当することで、営業黒字への転換及び容容拡大を実現していく予定であることから、将来的に当社の収益力増大及び企業価値向上に寄与することが期待できます。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の5,197,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日あたりの平均数量が約10,827株であることから、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高143,803株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

なお、上記のとおり本新株予約権の発行により議決権につき37.72%の希薄化が生じることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に規定される「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」が必要とされます。当社取締役会は、第35期定時株主総会が開催予定であり、本新株予約権発行につき既存株主の意思を確認し、尊重しうる機会があることから、本新株予約権発行の必要性及び相当性については、株主の皆様方の意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、2019年4月26日開催予定の当社第35期定時株主総会において本新株予約権の発行に係る議案について普通決議による承認が得られることを条件としております。

以上のことから、本新株予約権の発行は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の利益にも資し、かつ、本新株予約権の発行において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数5,197,000株(議決権51,970個)は、2019年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株に対し37.56%(同日現在の当社議決権数137,780個に対しては37.72%)に相当し、希薄化率が25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合(%) | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合(%) |
|---|---|--------------|-------------------------------|----------------------|-----------------------------------|
| SAMURAI&J PARTNERS 株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 | 1,592,200 | 11.56 | 4,809,200 | 25.34 |
| DADU(HONG KONG) CO., LIMITED DIRECTOR DENG MINGHUI (常任代理人 劉媚) | ROOMC, 3/F., CAMERON COMMERCIAL CENTRE, 468 HENNESSY ROAD, HONGKONG (東京都豊島区) | 3,427,000 | 24.87 | 3,427,000 | 18.06 |
| リーディング証券株式会社 | 東京都中央区新川1-8-8 アクロス新川ビル5階 | | | 1,980,000 | 10.43 |
| KEEN COUNTRY LIMITED (常任代理人 董莉) | 6/F SEA BIRD HOUSE 22-28 WYNDHAM STREET CENTRAL HK (千葉県市川市) | 1,098,200 | 7.97 | 1,098,200 | 5.79 |
| SATURDAY CO., LTD (常任代理人 AZ MORE 国際法律事務所代表 野中 信孝) | NO2QINGANROAD, GUICHENG SUB-DISTRICT FOSHAN CITY GUANGDONG PROVINCE, CHINA (東京都千代田区) | 1,010,100 | 7.33 | 1,010,100 | 5.32 |
| COSMO LADY(CHINA) HD CO., LTD (常任代理人 IPAX総合法律事務所 マネージング・ディレクター 圓山 卓) | RM3004 30WEST TOWER SHUN TAK CENTRE 168-200 CONNAUGH ROAD CENTRAL HK (東京都港区) | 1,010,100 | 7.33 | 1,010,100 | 5.32 |
| 釜野 正彦 | 香川県高松市 | 120,700 | 0.88 | 120,700 | 0.64 |
| 株式会社ライブスター証券 | 東京都千代田区丸の内1丁目11-1 | 114,700 | 0.83 | 114,700 | 0.60 |
| 鈴木 誠次 | 東京都練馬区 | 110,200 | 0.80 | 110,200 | 0.58 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区1丁目6番1号 | 108,700 | 0.79 | 108,700 | 0.57 |
| 小林 桂輔 | 静岡県島田市 | 100,500 | 0.73 | 100,500 | 0.53 |
| 計 | | 8,692,400 | 62.82 | 13,889,400 | 72.97 |

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、2019年1月31日時点の株主名簿上の株式数を基準としております。
 2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、各株主に対して割当てられる本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
5. 割当予定先以外の株主に係る割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、2019年1月31日より所有株式数に変更がないとの前提で計算しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社グループは、以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが第34期(2018年1月期)においてプラスに転じ、第34期において債務超過状態を解消しております。しかしながら、第23期(2007年1月期)から12期継続して営業損失を計上しており、第34期においても営業損失29,906千円を計上しました。そこで、当社としましては、第35期においては営業黒字への転換を必達目標とし、(1)アパレル事業における卸売事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業の開拓等の施策を進めてまいりました。これらの施策を重ねた結果、第35期における売上高は前年度比149%の増加となり、1,575,252千円となりました。

しかしながら、上記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、「アパレル事業」においてはリブランディング計画が当初の予想よりも時間がかかっているために売上増加には至らず、「不動産関連サービス事業」において当初購入予定の物件購入が実現せず、第35期中に発行した第3回新株予約権の行使が進まず、資金の不足により売買業務が進まなかったため売上が減少し、新規事業である「貿易事業」は売上、売上総利益をともに計上することはできませんでしたが、初期投資を要したため、粗利益率が低く、当社全体の経費を賄うことはできませんでした。その結果、第35期も余儀なく営業損失324,761千円を計上することとなりました。

これらの状況により、当社にはいまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

また、新規事業である貿易事業の進展による売掛金増加により、現預金が減少します。

当社としましては、今後も継続企業として株主をはじめステークホルダーの利益を高めるため、早急に財務体質の改善及び経営基盤の強化を図っていくことが最重要課題であると認識しております。そして、本新株予約権の行使により調達した資金を、黒字体質への転換のための上記3施策継続の資金として確保するため、本新株予約権による資金調達が最善と判断しました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の発行数は5,197,000株(議決権数51,970個)であり、2019年1月31日現在の当社の発行済株式総数株13,837,000株(議決権数137,780個)に対して、37.56%の割合(議決権数における割合で37.72%)で希薄化が生じることとなります。

このような希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。そのことから、当社取締役会は本新株予約権の発行について慎重に審議を重ねてまいりました。

もっとも、本新株予約権の発行はこのような希薄化を伴いますが、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないことと、本新株予約権の行使により調達した資金は「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載したとおり、当社を営業赤字体質から営業黒字体質へ転換するために、第35期から継続している各事業セグメントに対する施策への運転資金の補填であります。そして、各事業セグメントの収益を回復させることが中長期的には、既存株主も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

また、本新株予約権発行に伴い、第3回新株予約権を取得し、直ちに消却するため、株式の希薄化は一定程度回避されます。

以上のことから、本新株予約権の発行は、当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与するものであり、既存株主の皆様の利益にもなり、かつ、本新株予約権の発行において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の目的は、当社グループが営業赤字体質から脱却するために、第35期から継続して実施してきた施策を継続させるためのものであります。中長期的には企業価値・株主価値の向上に寄与することも可能のため、以下の検討を経て、第三者割当による新株予約権の発行を行うことを選択いたしました。

まず、金融機関からの借入は、当社の業績や財務状況から事実上困難であり、加えて、有利子負債の増加は当社の財務基盤から鑑みても資金調達手段として好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。その他、エクイティ・ファイナンスのうち公募増資、株主割当増資、第三者割当増資を検討しましたが、当社の長期にわたる業績低迷及び現在の財務状況では、公募による増資及び株主割当増資は難しいと判断しました。第三者割当増資については引受先が現れませんでした。

当社は、2018年7月に、SAMURAI&J PARTNERS株式会社に対して新株式2,227,000株及び第3回新株予約権32,170個を割り当て、リーディング証券株式会社に対して第3回新株予約権19,800個を割り当てましたが、第3回新株予約権については、株価の低迷によりリーディング証券株式会社が1,333個行使したに留まり、第3回新株予約権の大部分は行使されない状況にありました。

当社は、2019年2月頃にSAMURAI&J PARTNERS株式会社の担当者と面談をし、当社の事業内容及び財政状態の現状を説明したところ、同社からは当社の株価動向から第3回新株予約権の行使は難しい旨の意向を表明され、株式の引受けはできないが、第3回新株予約権の取得及び消却を前提として、第3回新株予約権と同様に行使価額を時価からディスカウントした金額とする同規模の新たな新株予約権の発行であれば引受けを検討する余地があるとの申出を受けました。

当社としては第3回新株予約権の取得及び消却により既存株主に対する希薄化率を一定程度抑えられるうえ、現在の時価に対応した行使価額の新株予約権により資金も調達しやすくなります。

当社は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の申出を検討し、本新株予約権の発行を提案したところ、本新株予約権の引受を承諾して頂きました。

当社は、2019年3月頃、リーディング証券株式会社の担当者と面談し、当社の事業内容及び財政状態の現状、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の本新株予約権の引受け申出について説明し、残存する第3回新株予約権の取得及び消却と本新株予約権の第3回新株予約権と同規模での引受けを提案したところ、これらを承諾して頂きました。

なお、上記のとおり本新株予約権の発行により議決権につき37.72%の希薄化が生じることから、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に規定される「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」が必要とされます。そのため当該取締役会は、第35期定時株主総会が開催予定であり、本新株予約権発行につき既存株主の意思を確認し、尊重しうる機会があることから、本新株予約権発行の必要性及び相当性については、株主の意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、2019年4月26日開催予定の当社第35期定時株主総会において本新株予約権の発行について普通決議による承認が得られることを条件としております。

当社取締役会としましては、「3 発行条件に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の発行価格及び発行条件並びに発行数量及び株式の希薄化の規模の各合理性について検討し、「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由 (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」記載の事項についての検討を経て、当社第35期定時株主総会において株主の意思確認を行い、本新株予約権発行に係る議案の承認を得られること条件に、割当予定先として適切な上記2社に本新株予約権を発行することが当社の企業価値向上のための最善の資金調達方法であると判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第34期)及び四半期報告書(第35期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月1日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2019年4月1日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月1日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しており、その報告内容は下記のとおりであります。

(2018年12月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年12月21日付で、中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成30年12月21日
(訴状受領日 平成30年12月21日)

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 : 常州雅迪服飾有限公司
常州市金壇凯迪制衣厂
- (2) 所在地 : 江蘇省常州市金壇区直溪鎮工業集中区振興南路6号
江蘇省常州市金壇区東方村委東湖路18号

3. 訴訟の内容及び請求金額

- (1) 訴訟の内容 : 売掛金支払請求
- (2) 請求金額 : 金722,082元及びこれに対する遅延損害金
金1,137,778元及びこれに対する遅延損害金

(2018年12月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事態が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の4第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

為替差損の計上について

(1) 当該事業の発生年月日

平成30年12月14日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成31年1月期第3四半期連結累計期間において、営業外損失を計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該事象により、平成31年1月期第3四半期連結累計期間の決算において、連結の営業外費用(為替差損)として2,568千円、個別の営業外費用(為替差損)として2,568千円を計上することとなりました。

(2018年9月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

為替差損の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年9月14日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成31年1月期第2四半期連結累計期間において、営業外損失に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成31年1月期第2四半期連結累計期間の決算において、連結の営業外費用(為替差損)として4,861千円、個別の営業外費用(為替差損)として4,596千円を計上することとなりました。

本社移転費用の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年9月14日

(2) 当該事象の内容

業容拡大に伴い、旧本店が手狭となったため、平成30年5月16日開催の取締役会にて本店の移転を決めました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成31年1月期第2四半期連結累計期間の決算において、連結の特別損失として2,617千円、個別の特別損失として2,617千円を計上することとなりました。

(2018年7月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主となるもの SAMURAI&J PARTNERS 株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 0個 | 0.00% |
| 異動後 | 22,270個 | 16.32% |

(注) 1. 総株主等の議決権数に対する割合は、平成30年7月10日現在の発行済株式総数株13,703,700株から議決権を有しない株式数58,200株を控除して算出しております。

2. 総株主等の議決権に対する割合は、小数点第3位を切り捨てております。

- (3) 当該異動の年月日
平成30年7月10日
- (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額 1,773,837,550円
発行済株式総数 普通株式 13,703,700株

(2018年6月15日提出の臨時報告書)

平成30年6月27日提出の臨時報告書の訂正報告書を含んだ内容となっております。

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成30年6月14日

(2) 当該事象の内容

連結決算

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成31年1月期第1四半期連結累計期間において、営業外損失に計上することとなりました。

単体決算

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成31年1月期第1四半期会計期間において、営業外損失に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

連結決算

当該事象により、平成31年1月期第1四半期連結累計期間(自平成30年2月1日至平成30年4月30日)の損益計算書において為替差損約2,364千円を営業外損失に計上することとなりました。

単体決算

当該事象により、平成31年1月期第1四半期会計期間(自平成30年2月1日至平成30年4月30日)の損益計算書において為替差損約2,364千円を営業外損失に計上することとなりました。

(2018年5月8日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年4月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年4月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、定款第2条の事業目的の追加を行うと同時に、組織の活性化と効率化を図るため、定款第3条(本店所在地)を変更するものであります。また、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として鄧明輝、半田紗弥、下村昇治を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として瀬沼敏彦を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として辻本英一を選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|----------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 68,132 | 142 | | (注)1 | 可決 98.91 |
| 第2号議案 取締役3名選任の件 | | | | | |
| 鄧 明輝 | 68,084 | 196 | | (注)2 | 可決 98.84 |
| 半田 紗弥 | 68,105 | 175 | | | 可決 98.87 |
| 下村 昇治 | 68,105 | 175 | | | 可決 98.87 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | | | | (注)2 | |
| 瀬沼 敏彦 | 68,109 | 171 | | | 可決 98.88 |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | (注)2 | |
| 辻本 英一 | 68,115 | 165 | | | 可決 98.88 |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 資本金の増減

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月1日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 | 発行済株式 総数残高 | 資本金増減額 | 資本金残高 | 資本準備金 増減額 | 資本準備金 残高 |
|--------------------------|----------------|---------------|-----------|-------------|--------------|-------------|
| 2018年4月26日～ 2019年4月1日 | 2,360,300株 | 13,837,000株 | 238,522千円 | 1,787,432千円 | 238,522千円 | 2,053,472千円 |

(注) 2018年7月10日に割り当てた株式の引受及び第3回新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要

第35期事業年度(自2018年2月1日 至2019年1月31日)の業績の概要

2019年3月20日開催の当社取締役会において承認された第35期連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (平成31年1月31日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 431,025 | 168,602 |
| 受取手形及び売掛金 | 33,326 | 192,092 |
| 商品 | 49,015 | 29,704 |
| 貯蔵品 | 162 | 57 |
| 販売用不動産 | - | 329,880 |
| 前渡金 | 13,198 | 70,376 |
| その他 | 34,013 | 70,376 |
| 貸倒引当金 | 8,775 | 6,306 |
| 流動資産合計 | 551,966 | 914,726 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 車両運搬具 | - | 5,223 |
| 工具、器具及び備品 | 937 | 80 |
| 有形固定資産合計 | 937 | 5,304 |
| 無形固定資産 | | |
| その他 | 1,038 | 0 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社出資金 | 3,000 | 3,000 |
| 敷金及び保証金 | 10,486 | 11,063 |
| 長期営業債権 | 8,500 | 25,252 |
| その他 | 170 | 953 |
| 貸倒引当金 | 8,500 | 25,252 |
| 投資その他の資産合計 | 13,656 | 15,017 |
| 固定資産合計 | 15,632 | 20,322 |
| 資産合計 | 567,599 | 935,048 |

| | 前連結会計年度 (平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (平成31年1月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 366,400 | 375,134 |
| 短期借入金 | 11,001 | 229,212 |
| 未払法人税等 | 12,791 | 11,894 |
| 返品調整引当金 | 6 | 103 |
| 訴訟損失引当金 | 2,920 | 23,254 |
| 店舗等撤去損失引当金 | - | 6,182 |
| 資産除去債務 | 1,695 | - |
| その他 | 55,224 | 64,947 |
| 流動負債合計 | 450,041 | 710,728 |
| 固定負債 | | |
| 資産除去債務 | 825 | - |
| 長期未払金 | - | 5,755 |
| 固定負債合計 | 825 | 5,755 |
| 負債合計 | 450,866 | 716,484 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,548,910 | 1,787,432 |
| 資本剰余金 | 1,814,950 | 2,053,472 |
| 利益剰余金 | 3,165,402 | 3,550,674 |
| 自己株式 | 81,809 | 81,809 |
| 株主資本合計 | 116,649 | 208,422 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| 為替換算調整勘定 | 82 | 115 |
| その他の包括利益累計額合計 | 82 | 115 |
| 新株予約権 | - | 10,026 |
| 純資産合計 | 116,732 | 218,564 |
| 負債純資産合計 | 567,599 | 935,048 |

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (自平成30年2月1日 至平成31年1月31日) |
|--------------------|--|--|
| 売上高 | 632,337 | 1,575,252 |
| 売上原価 | 301,938 | 1,508,592 |
| 売上総利益 | 330,399 | 66,659 |
| 販売費及び一般管理費 | 360,305 | 391,420 |
| 営業損失() | 29,906 | 324,761 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 8 |
| 為替差益 | 16,699 | 405 |
| 保険解約返戻金 | 2,237 | - |
| 還付消費税等 | - | 779 |
| その他 | 104 | 518 |
| 営業外収益合計 | 19,041 | 1,711 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 350 | 1,936 |
| 訴訟費用 | 2,234 | 3,221 |
| 株式交付費 | 10,281 | 14,068 |
| 訴訟損失引当金繰入額 | 2,920 | 20,333 |
| 支払手数料 | - | 4,300 |
| その他 | 155 | 702 |
| 営業外費用合計 | 15,942 | 44,562 |
| 経常損失() | 26,807 | 367,612 |
| 特別損失 | | |
| 店舗等撤去損失引当金繰入額 | - | 6,182 |
| 本社移転費用 | - | 2,617 |
| 減損損失 | 3,840 | 6,973 |
| 特別損失合計 | 3,840 | 15,773 |
| 税金等調整前当期純損失() | 30,648 | 383,385 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,765 | 1,886 |
| 法人税等合計 | 2,765 | 1,886 |
| 当期純損失() | 33,413 | 385,272 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | 33,413 | 385,272 |

連結包括利益計算書

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日) | 当連結会計年度 (自 平成30年 2月 1日 至 平成31年 1月31日) |
|--------------|---|---|
| 当期純損失() | 33,413 | 385,272 |
| その他の包括利益 | | |
| 為替換算調整勘定 | 82 | 32 |
| その他の包括利益合計 | 82 | 32 |
| 包括利益 | 33,330 | 385,239 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 33,330 | 385,239 |

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,423,913 | 1,689,953 | 3,131,988 | 81,809 | 99,931 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 124,997 | 124,997 | | | 249,994 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | | | 33,413 | | 33,413 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 124,997 | 124,997 | 33,413 | | 216,581 |
| 当期末残高 | 1,548,910 | 1,814,950 | 3,165,402 | 81,809 | 116,649 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------------|---------------|-------|---------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | | | | 99,931 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 249,994 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | | | | 33,413 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 82 | 82 | | 82 |
| 当期変動額合計 | 82 | 82 | | 216,664 |

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日) | 当連結会計年度 (自 平成30年 2月 1日 至 平成31年 1月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純損失() | 30,648 | 383,385 |
| 減価償却費 | 1,526 | 2,159 |
| 無形固定資産償却額 | 27 | - |
| 減損損失 | 3,840 | 6,973 |
| 本社移転費用 | - | 2,617 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 4,539 | 14,283 |
| 受取利息及び受取配当金 | 0 | 8 |
| 支払利息 | 350 | 1,936 |
| 支払手数料 | - | 4,300 |
| 返品調整引当金の増減額(は減少) | 74 | 97 |
| 訴訟損失引当金の増減額(は減少) | 2,920 | 20,333 |
| 店舗等撤去損失引当金の増減額(は減少) | - | 6,182 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 12,333 | 159,346 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 5,726 | 307,784 |
| 前渡金の増減額(は増加) | 25,327 | 57,419 |
| 仮払金の増減額(は増加) | 3,257 | 90,250 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 1,395 | 8,750 |
| 未払金の増減額(は減少) | 31,950 | 7,045 |
| 保険解約益 | 2,237 | - |
| 株式交付費 | 10,281 | 14,068 |
| その他 | 10,423 | 16,553 |
| 小計 | 39,333 | 940,091 |
| 利息及び配当金の受取額 | 0 | 8 |
| 利息の支払額 | 16 | 1,440 |
| 法人税等の支払額 | 1,900 | 2,765 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 37,417 | 944,288 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 2,071 | 5,276 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 967 | 9,663 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 1,690 | 9,057 |
| 保険積立金の払戻による収入 | 6,457 | - |
| その他 | 30 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 5,078 | 5,882 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 10,740 | 214,598 |
| 株式の発行による収入 | 239,713 | 462,712 |
| 新株予約権の発行による収入 | - | 10,290 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 250,453 | 687,600 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 6 | 148 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 292,943 | 262,423 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 138,082 | 431,025 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 431,025 | 168,602 |

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写し を組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第34期) | 自 2017年2月1日 至 2018年1月31日 | 2018年4月26日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第35期第3四半期) | 自 2018年8月1日 至 2018年10月31日 | 2018年12月14日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年4月26日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 野 井 俊 明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）及び連結子会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失29,906千円、経常損失26,807千円、親会社株主に帰属する当期純損失33,413千円を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認

められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成30年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）が平成30年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月26日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 野 井 俊 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社（旧会社名 株式会社クリムゾン）の平成30年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても営業損失9,972千円、経常損失6,528千円、当期純損失13,134千円を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年12月14日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年8月1日から平成30年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年2月1日から平成30年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間においても、営業損失251,156千円、経常損失275,573千円、親会社株主に帰属する四半期純損失280,794千円を計上している。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。